

# 学校施設開放事業の手引き

(平成 28 年 4 月～)

1. 学校施設開放事業について	
(1) 開放施設と使用時間	1
(2) 団体登録	1
(3) 施設使用料	2
2. 学校施設の使用申込みについて	
(1) 一般開放日の使用日決定	3
(2) 施設使用料の支払い	4
(3) 利用調整会議後開催後の追加申込み方法	4
(4) 使用予定のキャンセル・変更	5
「参考」使用手続きの流れ	6
3. Q&A (よくあるご質問)	
(1) 開放施設と使用時間	7
(2) 団体登録	8
(3) 使用申込み	8
(4) 使用の追加申込み	9
(5) 使用のキャンセル・変更	10
(6) 使用料の支払い	11
(7) 使用時の注意	12
4. 様式	
(1) 団体登録(変更)申請書	14
(2) 使用許可申請書	16
(3) 使用中止届	17

『教育委員会 教育環境課』

〒810-8621 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL : 711-4379 / FAX : 733-5539





## 1. 学校施設開放事業について

学校施設開放事業とは、学校施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民のスポーツ活動や社会教育の場として利用する事業です。

### (1) 開放施設と使用時間

【開放施設】・・・校庭，講堂兼体育館，柔剣道場

※学校によって，学校の管理上，一部の施設を開放していない場合があります。

※教室は，原則として開放していません。使用希望がある場合は，教育委員会までご相談ください。

【使用時間】・・・8時から22時まで

※学校教育（部活動を含む）に支障のない範囲

※地域の了解が得られた場合に限り，6時から8時までの早朝使用を認めます。

※校庭の夜間照明施設の利用は，18時から21時までの間に限ります。

### (2) 団体登録

開放事業で学校施設を使用する場合は，事前に教育委員会に団体登録を行う必要があります。（※使用する学校毎に登録が必要です。）

なお，公民館サークルや，1回だけの使用の場合も，団体登録が必要です。

ただし，次のいずれかの目的で使用する場合は，団体登録できません。

- ・営利を目的とするとき。（6ページのQ&A参照）
- ・政治活動を目的とするとき。
- ・宗教活動を目的とするとき。
- ・団体の構成員に，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいるとき。

#### 【受付場所・方法】

教育委員会 教育環境課（持参，または郵送にて受付）

〒810-8621 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 11 階

電話：(092) 711-4379

#### 【申請に必要な書類】

「福岡市立学校施設使用団体登録申請書」

登録申請書に必要事項を記入し，裏面「学校施設使用にかかる誓約書」の内容を確認後，自署にて署名の上，提出してください。

※申請書は，教育委員会教育環境課窓口で配布しています。

※公民館サークルの場合は，公民館から申請書に公民館サークルである旨の確認印をもらい，教育委員会へ提出してください。

#### 【その他】

- ・登録した学校以外の施設を使用したい場合は，別途，団体登録が必要です。
- ・団体名，代表者，団体種別，口座などの登録内容に変更があった場合や，団体登録を取り消す場合は，教育委員会へ必ず変更届を提出してください。

### (3) 施設使用料

学校施設の使用料は、下記のとおりです。使用料は前納とし、登録団体の口座より、口座引落しを行います。

ただし、下記の使用料減免要件に該当する場合は、使用料が減免（無料）となります。

種 別	使用区分	単 位	金 額(円)	夜間照明加算(円)
校 庭	一 般	1 時間につき (1時間未満の端数は、1時間とします。)	200	600
	(※公共)		(100)	(600)
講堂兼体育館	一 般		250	「参考」 教室の使用料 一般 100円/時間 公共 50円/時間
	(※公共)		(150)	
柔剣道場	一 般		150	
	(※公共)		(100)	

※「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいいます。

- (1) 市または教育委員会が後援する事業のため使用するとき。
- (2) 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

#### \*使用料減免要件

- ・本市の執行機関の主催または共催による使用
- ・公民館または地域団体等（※）の主催または共催による使用
- ・青少年の健全育成を目的に、主として福岡市在住の中学生以下で構成された団体（法人を除く）の使用
- ・青少年の健全育成を目的とする団体（法人を除く）が、主として福岡市在住の中学生以下のものを対象に、事業活動を行うための使用
- ・私立認可保育園及び私立認可幼稚園による使用

※ 地域団体等とは、自治協議会（交通安全推進委員会、体育振興会、男女共同参画協議会、青少年育成連合会、ごみ減量・リサイクル推進会議、献血推進協力会、衛生連合会、自主防災組織等）、子ども会育成連合会、老人クラブ、PTA、人権尊重推進協議会、社会福祉協議会等の校区を単位とした団体、及び子育てサークルやボランティアサークルなど現代的課題等に取り組む団体を指す。

※校庭の夜間照明施設を使用する場合の加算額は、減免の対象にはなりません。

## 2. 学校施設の使用申込みについて

◎ 小学校、中学校の施設開放は、開放校毎に「学校施設開放連絡会」及び「利用調整会議」を設置し、開放日の調整を行います。

まず、「学校施設開放連絡会」において、学校行事と地域行事（公民館サークル活動を含む）の日程を調整し、一般の登録団体に開放する日を決定します。（学校行事と地域行事の調整後の空いた日が、一般開放日となります。）

次に、「利用調整会議」において、各登録団体代表者が集まり、一般開放日を抽選などにより、各登録団体の使用日を決定します。

◎ 高等学校及び特別支援学校の施設開放は、学校教育に支障のない範囲で、学校で直接、使用許可手続きを行います。

### （1）一般開放日の使用日決定（利用調整会議）

#### 【小・中学校の使用（公民館サークル以外の場合）】

①登録団体代表者は、開放校毎に開催される利用調整会議に参加してください。（原則として、使用を希望する月の3か月前の開催としていますが、学校によって、開催日・開催場所・開催頻度などが異なりますので、各学校施設開放連絡会に確認してください。）

②抽選などにより、調整を行い、各登録団体の使用日を決定します。

③使用日が決定しましたら、その場で登録団体は使用許可申請書を記入し、学校施設開放連絡会の担当者へ提出してください。その際、申請書2枚目の本人控をお取りください。

④使用許可申請書は、学校施設開放連絡会から教育委員会へ送付され、内容確認後、教育委員会から、登録団体へ使用許可書を送付します。（※ただし、有料の登録団体は、次ページの「（2）使用料の支払い」を参照してください。）

#### 【小・中学校の使用（公民館サークルの場合）】

①公民館サークルの使用日は、公民館で調整を行い、学校施設開放連絡会で決定されます。公民館での調整方法は、各公民館にお尋ねください。

②使用日決定後、登録団体は使用許可申請書を記入し、公民館へ提出してください。

③使用許可申請書は、公民館から教育委員会へ送付され、内容確認後、教育委員会から、公民館サークルへ使用許可書を送付します。



## (2) 施設使用料の支払い

①有料の登録団体には、団体登録決定後、教育委員会から口座引落しの手続き書類を送付しますので、金融機関で手続きを行ってください。

②使用日決定後、使用月の2か月前の月末に、指定の口座から使用料の口座引落しを行いますので、引落日の前日までに口座へ入金し、残高不足がないよう注意してください。

③使用料の口座引落しが確認できたら、使用許可書を送付します。

※万が一、残高不足などにより口座引落しができなかった場合は、使用月の前月の20日(土日・祝日の場合は、その前日)までに、教育委員会窓口にて「収入証紙」または「キャッシュレス決済」で使用料を納めてください(再度、口座引落しは行いません)。

なお、期限までに使用料の支払いがなかった場合は、施設使用ができませんので、ご注意ください。

## (3) 利用調整会議開催後の追加申込み方法

利用調整会議開催後の追加申込みについては、教育委員会で受付けます。

①教育委員会へ、電話または窓口にて、施設の空き状況をお尋ねください。

②申込み可能な場合は、教育委員会に使用許可申請書を郵送または持参してください。また、有料の場合は、教育委員会に使用許可申請書を持参し、使用料は、収入証紙またはキャッシュレス決済で納めてください。

※申込期限は、使用日の7日前(土日・祝日の場合は、その前日)までです。

※公民館サークルで追加使用の希望がある場合は、公民館へ連絡してください。使用できることとなった場合、追加分の使用許可申請書を教育委員会へ提出してください。



## (4) 使用予定のキャンセル・変更

### 「使用予定のキャンセル」

学校施設の使用予定を中止することとなった場合は、教育委員会に使用中止届を提出してください。

原則として、既に納めた使用料の返金（還付）は行いませんが、次の理由の場合は、使用料の全額または一部を返金します。

- ① 使用日の7日前までに使用の取り止めを申し出たとき。
- ② 学校行事や地域行事などの都合により、施設の使用ができなくなったとき。
- ③ 学校施設の管理上、施設の使用ができなくなったとき。（雨天を含む）
- ④ 天災地変その他不可抗力により施設の使用ができなくなったとき。

### 「使用料の返金（還付）手続き」

登録団体の都合によるキャンセルは、①のとおり、使用日の7日前（土日・祝日の場合は、その前日）までに、教育委員会に使用中止届を提出したものに限り、使用料を返金します。

上記①以外の理由により、使用中止となった場合は、使用予定であった日から、7日以内（土日・祝日の場合は、その翌日）に使用中止届を教育委員会へ提出してください。

返金は、届出があった月の翌月下旬に、使用料引落とし口座へ、入金します。

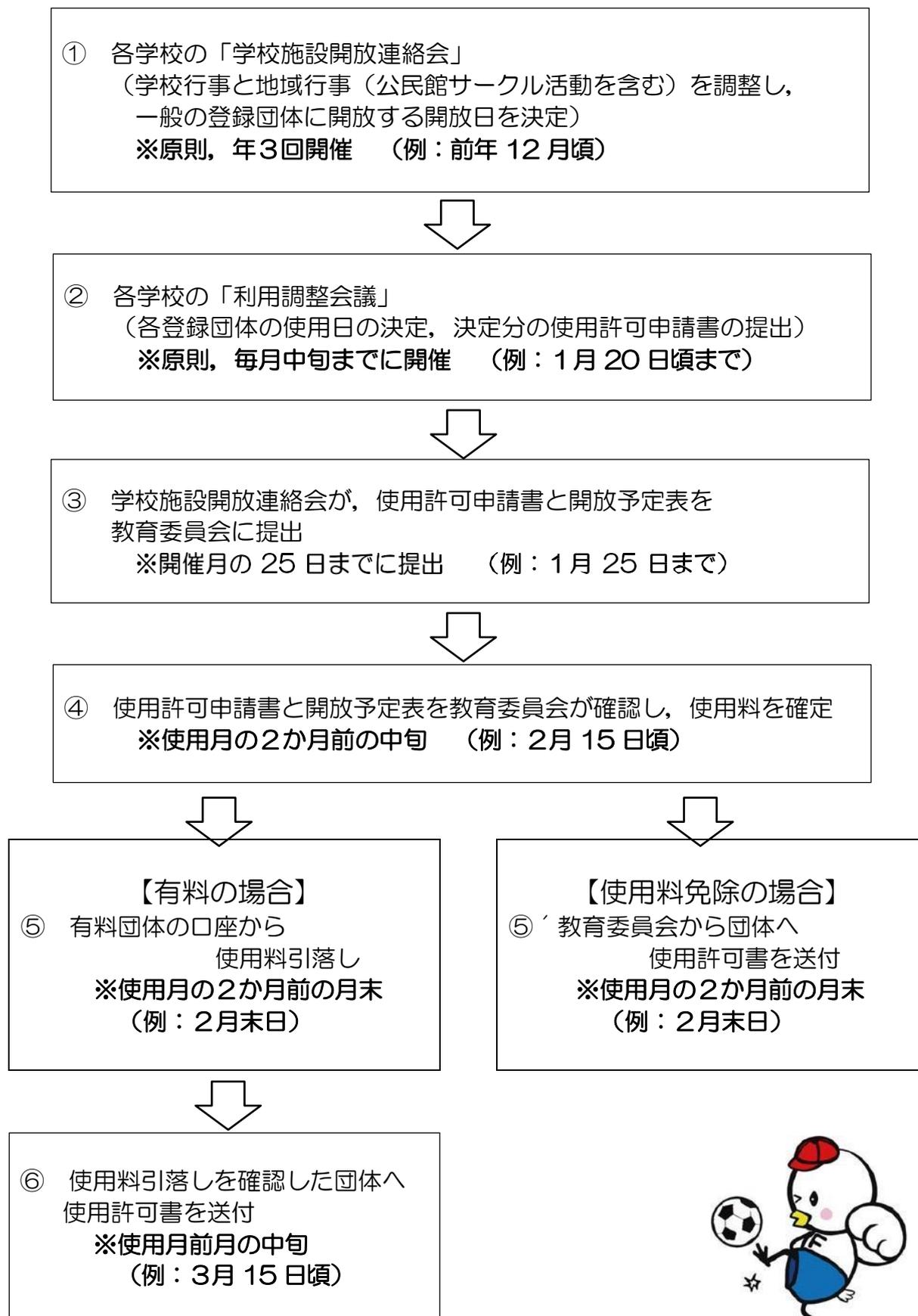
### 「使用予定の変更」

使用日を変更する場合は、当初予定のキャンセル手続きとともに、新たに使用許可申請を行ってください。

使用時間を変更する場合は、時間延長については、延長する時間分の使用許可申請を、時間短縮については、短縮する時間分のキャンセル手続きを行ってください。



## 「参考」使用手続きの流れ（例：4月使用分）



### 3. 学校施設使用に関するQ&A

#### 「開放施設と使用時間」

Q1：学校施設の開放は、全ての学校で行っているのですか。

A：原則として、全ての学校を開放しています。ただし、学校管理上、一部の施設を開放していない学校があります。

Q2：使用できる時間帯は。

A：8時から22時までの範囲で、学校教育（部活動を含む）に支障のない時間帯で使用できます。

Q3：早朝利用はできるのですか。

A：地域の了解が得られた場合に限り、午前6時からの早朝使用ができます。ただし、地元自治協議会の承諾書が必要です。

Q4：教室を使用したい場合は、どうすればいいのですか。

A：教室は、原則として開放していません。使用希望がある場合は、教育委員会までご相談ください。

また、校庭や体育館の使用と同時に教室の使用を希望する場合についても、事前に教育委員会までご相談ください。

#### 「団体登録」

Q5：初めて学校施設を使用したい場合は、どうすればいいのですか。

A：小・中学校の使用については、事前に団体登録が必要です。教育委員会窓口で登録手続きを行ってください。団体登録申請書は、教育委員会窓口に置いています。

Q6：特別支援学校や高校を使用したい場合は、どうすればいいのですか。

A：特別支援学校および高等学校の使用については、団体登録の必要はありません。学校教育に支障のない範囲で開放していますので、使用希望の場合は、学校窓口へ直接ご相談ください。

Q7：登録出来ない場合は、ありますか。

A：次のいずれかの目的で使用する場合は、団体登録できません。

- ・ 営利を目的とするとき。
- ・ 政治活動を目的とするとき。
- ・ 宗教活動を目的とするとき。
- ・ 団体の構成員に、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいるとき。

Q8：営利の基準は。月謝はいくらまでならいいのですか。

A：月謝が、団体の活動に必要な経費相当額であれば、営利とはみなしません。

また、団体そのものが営利団体であっても、施設使用が営利活動でなければ、支障はありません。

ただし、必要に応じて、収支計画・報告を確認する場合があります。

**Q9：年度中途でも登録できるのですか。**

A：年度中途でも登録はできます。ただし、学校施設の空き状況によっては、お断りすることもありますので、予めご了承ください。

**Q10：一度だけの使用でも団体登録が必要なのですか。**

A：登録が必要です。教育委員会窓口で登録手続きを行ってください。

**Q11：公民館サークルも団体登録が必要なのですか。**

A：登録が必要です。団体登録申請書に公民館サークルである旨の確認印をもらい、教育委員会窓口で登録手続きを行ってください。

**Q12：登録した学校以外でも、使用できるのですか。**

A：使用する学校毎に登録が必要ですので、新たに登録が必要です。教育委員会窓口で登録手続きを行ってください。

**Q13：登録した時と違う種目で使用したい場合は、どうすればいいのですか。**

A：登録変更の手続きが必要です。教育委員会に変更届を提出してください。

**Q14：代表者や口座などの登録内容に変更がある場合は、どうすればいいのですか。**

A：団体名、代表者、連絡先、活動種目、団体種別、口座に変更がある場合は、必ず教育委員会に変更届を提出してください。

**Q15：登録の期限はあるのですか。更新手続きはどうしたらいいのですか。**

A：登録証に明記します。（最長3年間の登録となります。）  
更新時期が来ましたら、直接お知らせします。

**Q16：公民館サークルでなくなった場合は、どうすればいいのですか。**

A：登録変更の手続きが必要です。学校施設の使用は可能ですが、減免要件に該当しない団体は、有料での取り扱いとなります。変更手続きを行わず、使用した場合、団体登録取消の対象になりますので、必ず変更手続きを行ってください。

**Q17：新たに公民館サークルになった場合は、どうすればいいのですか。**

A：登録変更の手続きが必要です（団体登録申請書に公民館の証明が必要です。）。使用料減免の対象となりますので、使用料が無料となります。

## 「使用申込み」

**Q18：使用日は、どうやって決まるのですか。**

A：公民館サークル以外の登録団体は、開放校毎に開催される利用調整会議に参加してください。抽選などにより、調整を行い、各登録団体の使用日を決定します。  
利用調整会議は、原則として、使用を希望する月の3か月前の開催としていますが、学校によって、開催日・開催場所・開催頻度などが異なりますので、各学校施設開放連絡会に確認してください。

**Q19：公民館サークルの使用日は、どうやって決まるのですか。**

A：公民館サークルの使用日は、公民館で調整を行い、学校施設開放連絡会で決定されます。公民館での調整方法は、各公民館にお尋ねください。

**Q20：何か月前から申し込みができるのですか。**

A：原則として、使用日の3か月前から申し込みができます。

ただし、学校によって、利用調整会議の開催日・開催場所・開催頻度などが異なりますので、3か月より前に申し込みを受け付ける場合があります。各学校施設開放連絡会に確認してください。

**Q21：使用しない月の利用調整会議にも、出席する必要があるのですか。**

A：使用しない月の利用調整会議に出席する必要はありませんが、次の開催日時を学校施設開放連絡会へ確認してください。欠席する場合は、必ず学校施設開放連絡会へ連絡してください。

**Q22：校庭の夜間照明を使用したい場合は、どうすればいいのですか。**

A：新規の団体登録の場合は、申請書に夜間照明の使用希望有と明記して団体登録の手続きを行ってください。団体登録完了後、夜間照明の利用手順をお知らせします。既に団体登録を行っている登録団体で、新たに夜間照明の使用を希望する場合は、団体登録の変更申請が必要となります。使用希望施設の追加を行ってください。1回のみ使用する場合も同様に、事前の団体登録変更申請が必要となります。なお、校庭の夜間照明が使用できる時間は、18時から21時までの間に限ります。

**Q23：イベントなどで使用できるのですか。**

A：使用する内容によっては、許可できない場合がありますので、教育委員会に直接お尋ねください

**Q24：地域の方の利用が多く、ほとんど空いていません。どうにかならぬのですか。**

A：地域利用が優先しますので、ご理解をお願いします。

### 「使用の追加申込み」

**Q25：利用調整会議が開催された後に、追加申込みをしたい場合は、どうすればいいですか。**

A：利用調整会議は、使用月の3か月前の20日までに開催され、同月25日までに使用許可申請書が教育委員会へ送付されます。

利用調整会議開催後の追加申込みについては、下記のとおり、教育委員会で受付を行います。なお、申込期限は、使用日の7日前（土日・祝日の場合は、その前日）までです。

- |   |
|---|
| <p>①教育委員会へ、電話または窓口にて、施設の空き状況をお尋ねください。<br/>②申込み可能の場合は、教育委員会に使用許可申請書を郵送または持参してください。また、有料の場合は、教育委員会に使用許可申請書を持参し、使用料は、収入証紙またはキャッシュレス決済で納めてください。</p> |
|---|

また、公民館サークルで追加使用の希望がある場合は、公民館へ連絡してください。使用できることとなった場合、追加分の使用許可申請書を教育委員会へ提出してください。

## 「使用のキャンセル・変更」

Q26：（無料の場合）使用をキャンセルしたいときには、どうすればいいのですか。

A：学校施設の使用予定を中止することとなった場合は、使用前に教育委員会へ使用中止届を提出してください。なお、雨や台風で当日急に使用できなかったときには、届け出の必要はありません。

Q27：（有料の場合）キャンセルした場合の使用料は、どうなるのですか。

A：有料での使用の場合で、次の理由により学校施設を使用しなかった場合に限り、使用料の全額または一部を返金します。

- ①使用日の7日前までに使用の取り止めに申し出たとき。
- ②学校行事や地域行事などの都合により、施設の使用ができなくなったとき。
- ③学校施設の管理上、施設の使用ができなくなったとき。（雨天を含む）
- ④天災地変その他不可抗力により施設の使用ができなくなったとき。

Q28：（有料の場合）いつまでに使用中止手続きをすれば、使用料が返金されますか。

A：登録団体の都合によるキャンセルは、①のとおり、使用日の7日前（土日・祝日の場合は、その前日）までに、教育委員会に使用中止届を提出したものに限り、使用料を返金します。

上記①以外の理由により、使用中止となった場合は、使用予定であった日から、7日以内（土日・祝日の場合は、その翌日）に使用中止届を教育委員会へ提出してください。

返金は、届出があった月の翌月下旬に、使用料引落し口座へ、入金します。

Q29：学校行事や地域行事に譲ってほしいと言われた場合、どうすればいいのですか。

A：有料、無料に関わらず、学校行事や地域行事が優先しますので、使用予定を中止してください。有料の場合、使用中止分の使用料は返金（還付）します。（上記②）

Q30：雨天時の校庭は使用できるのですか。

A：雨天時の校庭は使用できません。また、使用時間前に雨が上がっていても、校庭がぬかるんでいる場合は使用中止してください。有料の場合、使用中止分の使用料は返金（還付）します。（上記③）

Q31：使用中に雨が降り出し、途中で使用中止した場合の使用料は、どうなるのですか。

A：有料の場合、使用中止した時間分の使用料は返金（還付）します。（上記③）

Q32：台風の場合、学校施設は使用できるのですか。

A：台風時は、雨天時と同様に施設の使用はできません。有料の場合、使用中止分の使用料は返金（還付）します。（上記④）

また、前日までに暴風警報等が発令され、事前に登録団体で使用中止を判断した場合で、当日に天候が変わり、使用できる状態になった場合でも、使用しなかった場合は、使用料は返金します。使用予定であった日から、7日以内（土日・祝日の場合は、その翌日）に使用中止届を教育委員会へ提出してください。

**Q33：使用日時を変更したい場合は、どうすればいいのですか。**

A：使用日を変更する場合は、当初予定のキャンセル手続きとともに、新たに使用許可申請を行ってください。

使用時間を変更する場合は、時間延長については、延長分の使用許可申請を、時間短縮については、使用中止分のキャンセル手続きを行ってください。

### 「使用料の支払い」

**Q34：有料の場合、支払いはどうするのですか。**

A：口座振替（引落し）による前納です。

利用調整会議で使用日決定後、使用月の3か月前の25日までに教育委員会に提出された使用分については、使用月の2か月前の月末に、登録団体の口座から引落しを行います。引落日の前日までに口座へ入金し、残高不足とならないようにしてください。

**Q35：引落し用の口座は、どこの銀行でもいいのですか。**

A：福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行の3行です。団体登録決定後、教育委員会からお渡しする口座振替依頼書により、各銀行で手続きを行ってください。

**Q36：団体名義の口座がありません。個人の口座でも引落しができますか。**

A：代表者やメンバーの個人口座からも、引落しはできます。

**Q37：引落し額は、事前に通知されますか。**

A：引落し額の事前通知は行いません。使用許可申請書の2枚目が本人控えとなります。

**Q38：引落しの前日までに入金ができなかった場合は、どうすればいいのですか。**

A：残高不足の場合、口座引落しができません。再度、口座からの引落しは行いませんので、使用月の前月の20日（土日・祝日の場合は、その前日）までに、教育委員会窓口にて収入証紙またはキャッシュレス決済で使用料を納めてください。

収入証紙は、市役所4階住宅都市みどり局建築指導課内の「福岡県建築士事務所協会」で購入してください。なお、期限までに使用料の支払いがなかった場合は、施設使用ができませんので、ご注意ください。

**Q39：利用調整会議以降に追加申込みした場合の使用料の支払いは、どうするのですか。**

A：利用調整会議の開催後（使用月の3か月前の25日までに申請が間に合わなかった場合）の追加申込みで有料の場合は、教育委員会に使用許可申請書を持参する時に、収入証紙で使用料を納めてください。

### 「使用時の注意」

**Q40：体育館などの鍵は、どのようにして開けるのですか。**

A：学校毎に管理方法が違いますので、学校施設開放連絡会にご確認ください。

**Q41：鍵を紛失した場合は、どうすればいいのですか。**

A：学校および教育委員会へ至急連絡してください。鍵の作成や鍵交換費用は弁償していただきます。

**Q42：鍵を持って帰ってしまった場合、どうすればいいのですか。**

A：次の団体が使用できませんので、気付いた時点で、至急学校および教育委員会に報告するとともに、直ちに返却してください。

**Q43：校庭夜間照明スイッチボックスの暗証番号は、どこで教えてもらえるのですか。**

A：団体登録の際に夜間照明希望していた登録団体へ、教育委員会から個別にお知らせします。

**Q44：用具は、何が使えるのですか。**

A：バレーボール支柱やネットなどの体育館の備品や校庭のサッカーゴールなど基本的に使用できますが、学校により使用できる用具が異なりますので、事前に学校施設開放連絡会へ確認してください。また、ボール・ラケット・シャトル等の用具は登録団体で用意してください。

**Q45：使用後の清掃は、どこまですればいいのですか。**

A：翌日の学校教育に支障が出ないよう確実に行ってください。校庭は、トンボやコートブラシにより整地を行い、体育館や柔剣道場は、モップやほうきなどで清掃してください。

**Q46：施設や用具を破損させたり、紛失した場合は、どうすればいいのですか。**

A：教育委員会と学校へ至急連絡してください。夜間や休みの場合は、翌日必ず連絡してください。修理代金や購入費用は、弁償していただきます。

**Q47：施設や用具の破損を発見した場合は、どうすればいいのですか。**

A：教育委員会と学校へできるだけ早くご連絡をお願いします。

**Q48：使用予定時間に他の団体が使用していた場合は、どうすればいいのですか。**

A：使用時は、使用許可書を携帯してください。使用許可書でお互いの使用日時を確認してください。誤って使用していた団体は、直ちに使用を中止してください。また、利用調整の結果、共同使用することとなっていた場合は、使用前に登録団体同士で、使用場所を確認するとともに、お互いの安全に注意して使用してください。

**Q49：事故や火災などが発生した場合は、どこに連絡すればいいですか。**

A：登録団体で適宜判断し、まずは警察や消防への連絡を行い、その後、学校と教育委員会へ連絡してください。なお、夜間や休みで学校や教育委員会に連絡が取れなかった場合は、翌日必ず連絡してください。

**Q50：ペナルティは、どのような場合に適用されるのですか。**

A：学校施設使用上の注意事項及び「学校施設使用にかかる誓約書」中の記載事項をお守りいただけない場合や、違反行為や迷惑行為等を確認した時は、一定期間の使用停止を行います。また、違反を繰り返した場合や特に悪質な違反については、団体登録の抹消を行います。

## 《その他の事業》

- ・ 昼間校庭開放事業（所管：教育委員会放課後こども育成課）
  - ※団体登録は、必要ありません。
  - 概 要：小学校校庭を自由な遊び場として無料開放。
  - 対 象：小学生・中学生・幼児（幼児は保護者同伴に限る。）
  - 実施日：土曜・日曜・祝日、長期休業中（13:00～17:00）
    - ※具体的な実施日時は各校区で異なります。

## 【教育委員会連絡先】

『教育委員会 教育環境課』

〒810-8621

福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所 11 階

電話：092-711-4379 FAX：092-733-5539





## 学校施設使用にかかる誓約書

福岡市立学校の施設を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員にも周知することを誓約します。

### 記

- 1 営利・政治・宗教・暴力団など私的利益を目的とした使用はしません。
- 2 教育委員会、学校及び学校施設開放連絡会の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度で使用します。
- 3 許可された使用時間（準備・後片付け・清掃を含む）を厳守します。
- 4 施設内や施設周辺で騒音をたてたり、大声で騒ぐ等の行為により、近隣住民に迷惑をかけることはしません。
- 5 施設内での喫煙、飲食（運動時の水分補給を除く）はしません。
- 6 使用後は、必ず後片付けや清掃、グラウンド整備を行います。
- 7 施設や設備などを破損させた場合は、すみやかに学校長へ報告するとともに、原状回復（弁償）をします。
- 8 学校行事等のため、承認を取り消される場合もあることを承諾します。
- 9 使用料の納入は、必ず決められた期限内に行います。
- 10 その他児童生徒の教育活動や管理上に支障があるような使用はしません。

上記の内容を守れなかった場合や、申請や許可の内容が事実と相違していることが確認された場合は、使用停止及び団体登録の取り消しをされても異議申し立てをしません。

年 月 日

(あて先)

福岡市教育委員会教育長

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者署名（自署） \_\_\_\_\_

福岡市立学校施設使用許可申請書

申請者	提出年月日	年 月 日
所在地	許可番号	第 号
団体登録番号 NO.	許可年月日	年 月 日
団体名		
代表者氏名	TEL	-
会場責任者氏名	TEL	-

使用目的	
使用学校名	福岡市立 小・中・特別支援・高齢 学校

下記の定期使用以外	使用年月		令和 年 月		使用する施設	使用料	使用人員
	使用日時						
	日 ( 曜) 【 時間】	時 分から 時 分まで	1 講堂兼体育館	2 校庭(照明利用: 時~ 時)			
1				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
2				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
3				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
4				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
5				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
6				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
7				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
8				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
9				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
10				3 柔剣道場	4 教室( 室)	円	人
月 計						円	人

下記の欄は、公民館サークルが定期的に学校施設を使用する場合に記入。(ただし、校庭の夜間照明を使用しない場合に限る。)

定期使用 (※1)	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	使用人員
	使用周期	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ 毎月 日	
	使用時間	時 分から 時 分まで ( 時間/回)	人/回
	使用する施設	1 講堂兼体育館 2 校庭 3 柔剣道場 4 教室( 室)	

備考(※2)	
--------	--

上記のとおり使用許可を申請します。  
 なお、使用に際しては、福岡市立学校施設使用料条例及び福岡市立学校施設使用規則を守るとともに、これらに基づく職員等の指示に従います。  
 (宛先)福岡市教育委員会教育長

※1 公民館サークルが定期使用欄を記入し、申請を行った場合で、定期使用の内容に変更が生じた場合は、その内容に応じ、使用中止届や追加の使用許可申請を行ってください。

※2 特別支援学校及び高等学校は、備考欄に使用料が有料の場合は、学校長の副申を、使用料減免適用の場合は、減免理由の

## 福岡市立学校施設使用中止届

年 月 日

(宛先) 福岡市教育委員会教育長

申請者 団体登録番号 .....

住所 .....

団体名 .....

代表者氏名 .....

電話 .....

次のとおり使用を中止します。

許可年月日	年 月 日
使用中止日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 時 分まで
学校名	福岡市立 ..... 学校
使用場所	1. 講堂兼体育館    2. 校 庭    3. 柔剣道場    4. 教室
既納使用料	円
中止理由	<p>該当する理由に○印をつけてください。</p> <p>1. 団体の都合による使用の取り止め</p> <p>2. 学校行事や地域行事などの都合による使用の中止</p> <p>3. 学校施設の管理上による使用の中止 (雨天や工事など)</p> <p>4. 天災地変その他不可抗力による使用の中止 (台風や地震など)</p>
備考	